

## 県営名古屋空港供用規程

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十二条第一項の規定に基づき県営名古屋空港供用規程を次のとおり定める。

（運用時間等）

第一条 県営名古屋空港（愛知県名古屋飛行場条例（平成 16 年愛知県条例第 44 号。以下「条例」という。）第 1 条第 1 項に規定する愛知県名古屋飛行場をいう。以下「空港」という。）の運用時間（条例第 2 条第 1 項に規定する運用時間をいう。）は、15 時間（午前 7 時から午後 10 時まで）とする。但し、定期便の遅延、飛行場の施設の建設工事等のため必要があると認めるときは、運用時間を変更することがある。

2 空港機能施設及び一般駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

（空港の概要）

第二条 滑走路の本数（長さ×幅） 1 本（2,740m×45m）

2 単車輪荷重 43 t

3 エプロン 93 スポット（コンピューター・ビジネス機用 28 スポット、小型機用 65 スポット（固定翼 19 スポット、回転翼 46 スポット））

4 ILS 施設 1 式、CAT（カテゴリー）- I 精密進入灯火

（空港が提供するサービスの内容に関する情報）

第三条 次に掲げる空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

一 総合案内所、観光情報センターその他の空港が提供するサービスに係る施設に関する情報

二 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の空港に関する情報

三 前二号に掲げるもののほか、空港が提供するその他のサービスの内容に関する情報

（サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項）

第四条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、条例、愛知県名古屋飛行場管理規則（平成 16 年愛知県規則第 71 号）、平成 16 年愛知県告示第 919 号（愛知県名古屋飛行場条例第 2 条第 1 項の離着陸に相当する行為として知事が定めるもの等）及び平成 16 年愛知県告示第 920 号（愛知県名古屋飛行場条例第 13 条第 2 項に規定する着陸料の納付時期等）の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。但し、変更認可が同日以降となった場合は、変更認可のあった日から施行する。